

7月10日は 参議院議員選挙の投票日

投票時間は午前7時から午後7時まで

7月10日は参議院議員選挙の投票日です。あなたの大切な一票を忘れずに投票しましょう。

投票することができる方

今回の選挙で投票することが出来る方は、次の要件を備えている必要があります。

○住所要件

令和4年3月21日までに木古内町に住民登録をして、引き続きお住まいの方

○年齢要件

平成16年7月11日以前に生まれた方

入場券を忘れずに

有権者本人であることや重複による投票を避けるため、投票所において、選挙人名簿と対照します。(入場券に記載された投票所以外では、名簿と対照することができないため、入場券に記載してある投票所で投票してください)

入場券は、選挙管理委員会から郵送されます。紛失しないよう大切に保管してください。

紛失した場合は、選挙管理委員会または、投票所の係員に申し出てください。

各種投票制度を利用ください

■期日前投票制度

投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票することができない方は、期日前投票制度をご利用ください。入場券を持参するだけで、簡単に投票することができます。

○期間 6月23日(木)～

○時間 7月9日(土) 8時30分～20時

○場所 産業会館2階 第1会議室

■代理投票制度

身体が不自由または、文盲などにより、記載することができない方は、各投票所に投票補助者がいますので投票所の係員に申し出てください。

■郵便投票制度

一定以上の身体障がいのある方、または介護保険の被保険者証に要介護5の記載のある方は、郵便により自宅投票することができます。

利用できる方は、障がいの程度により異なりますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

■不在者投票制度

出稼ぎや長期出張などで、町から離れて生活している方は、滞在先の選挙管理委員会投票

することが出来ます。町、または滞在先の選挙管理委員会にある不在者投票用紙請求書に必要な事項を記載のうえ、町の選挙管理委員会に郵送してください。

後日、滞在先に投票用紙などを送付しますので、滞在先の選挙管理委員会に出向き、投票してください。

■特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症で「自宅療養」又は「宿泊療養」している方を対象に、投票用紙等の請求時点で、外出自粛要請又は隔離・停留の措置にかかる期間が、6月23日から7月10日までと見込まれる方が郵便等により不在者投票ができる制度です。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

■お問い合わせ

木古内町選挙管理委員会
☎01392-2-3131

■町内の投票所一覧

投票区	投票所
1	釜谷ゆうなぎ館
2	泉沢生活改善センター
3	札荊みらい館 21
4	大平団地集会所
5	学童保育施設 (小学校内)
6	健康管理センター
7	福祉の家
8	きこない認定こども園
9	鶴岡多目的集会施設
期日前	産業会館 (役場)

選挙開票結果を木古内町公式ホームページに掲載します



各種医療費受給者証更新のお知らせ

現在お持ちの【重度心身障がい者】・【ひとり親家庭】・【乳幼児】の各種医療費受給者証は、令和4年7月31日(日)までが有効期限となっています。

8月1日から有効となる新しい受給者証は、対象者の方へ7月下旬に送付いたしますので、期限が切れた古い受給者証は、ハサミで切って処分願います。

万一、7月31日(日)までに新しい受給者証が届かない場合は、下記までご連絡をお願いいたします。

なお、各受給者証の交付を受けるには所得制限があります。今回の更新で対象とならない方については別途通知いたします。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131 (内線) 127